

姫路市 消費者教育 推進指針

～消費者市民社会の形成に向けた、
消費者の自立と社会の消費者力向上～



姫路市消費生活センター
啓発キャラクター

いやっ娘

令和8年3月
姫路市

姫路市消費者教育推進指針の策定について

本市では、平成28年3月に「姫路市消費者教育推進計画」を策定し、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための様々な施策を実施し、5年の計画期間ごとに、国・県の方針と消費者を取り巻く環境の変化等を踏まえ見直しを行ってきました。

この度、現計画の策定から5年が経過し、令和8年度以降の姫路市消費者教育の推進について検討した結果、目まぐるしく変化し多様化している消費生活の問題に迅速かつ柔軟に対応するため、現計画に替え、長期的な基本方針を示した「推進指針」と、市が取り組む施策や事業などをまとめた「主な取組」を策定することとしました。今後は本指針及び主な取組に基づき消費者教育の推進を図っていきます。

姫路市消費者教育推進の基本的な方向

消費者教育推進指針の目標

本市では「消費者市民社会」の形成に向けて、自ら判断、選択、行動できる自立した消費者の育成と、多様な市民が主体的に社会に参画することによって社会全体としての消費者力の向上を目指し、消費者教育の推進に取り組みます。

目標

「消費者市民社会の形成に向けた、消費者の自立と社会の消費者力向上」

消費者市民社会とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことです。

消費者教育と持続可能な開発目標（SDGs）の達成

消費者教育を推進し、消費者市民社会の形成への取組を行うことは、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも寄与します。

消費者が「つくる責任、つかう責任（SDG12）」を自覚し、人・社会・環境に配慮した「エシカル消費」を実践することで、貧困（SDG1）、飢餓（SDG2）、気候変動（SDG13）など他の多くの目標達成にも貢献します。学校や地域で消費者教育を通じて主体的な市民を育成し、持続可能な社会の実現を目指しています。

※エシカル消費：より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）（フェアトレード※1 製品の選択 食品ロス削減 省エネ行動 など）

※1 フェアトレード：開発途上国の生産者から、適正な価格で公正・公平に商品を取引する仕組み

消費者を取り巻く現状と課題

消費者を取り巻く現状（市民アンケート調査結果より）

市民の消費者問題への関心については「関心がある・少し関心がある」人の割合は7割以上と比較的高くなっており、内容については「悪質商法」や「インターネット利用により生じるトラブル」への関心が高くなっています。

しかしながら、姫路市が市民の消費生活の安定と向上を支援するための機関として設置している「姫路市消費生活センター」を相談先として利用できることや講座等を実施していることを知らない人が7割近くになっており、電話すると最寄りの相談窓口につながる「消費者ホットライン188（いやや）」についても知らない人の割合が高くなっています。

成年年齢引下げによる消費者被害の増加が懸念される若年層についても、消費生活センターの役割やホットラインの認知度が低い一方、契約やキャッシュレス決済などの得ておくべき消費生活に関する知識への関心は高まっている状況にあります。

また、トラブルの契約当事者としては70歳以上の割合が最も高く、被害にあいやすい人たちへの見守りも必要になっています。

消費者教育において重要な場としては「地域」「小・中・義・高・特別支援学校での授業」と考える人の割合が高く、ライフステージに応じ体系的で継続的な消費者教育が必要であることが分かります。

消費者教育の推進における今後の課題

地域社会における単身高齢者の孤立化などによる消費者トラブルの更なる増加や深刻化が懸念され、若年層に関しては、成年年齢が18歳に引下げられたことにより18歳～19歳の若年層が未成年者取消権を行使することができなくなる消費者トラブルが絶えません。また、スマートフォンによるオンラインサービスを介した電子商取引が急速に拡大し、これに関連したトラブルは多岐にわたります。今後、社会情勢の変化も踏まえながら、悪質商法、交流サイト・ネット通販等のインターネット利用によって生じるトラブルなどをはじめ幅広い消費者問題について、正確な知識・情報を提供し、発信していくことが必要です。様々なトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する知識と実践的な能力を身につけるための消費者教育の推進を図っていく必要があります。

- 高齢者の消費者被害防止の取組強化
- インターネットに関する消費者トラブルへの対応強化
- 様々な消費者トラブルに対応できる消費者としての実践的な能力の育成（特に成年年齢引下げによる若年者の消費者トラブルへの対応強化）
- 消費生活センター（消費者ホットライン188）等の相談窓口の周知



消費者教育の取組方針

基本方針1

ライフステージや場に応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校教育等における消費者教育の推進

① 幼・小・中・義・高・特別支援学校

学習指導要領、姫路市教育振興基本計画等に基づき、幼・小・中・義・高・特別支援学校を通じた消費者教育の体系化に取り組んでいきます。また、インターネット等を通じた消費者トラブルに巻き込まれる子ども達が増加していることから、適切な対応力の育成に取り組んでいきます。

② 大学等

成年年齢18歳への引下げにも対応でき、一人の消費者として責任ある行動がとれるよう、なるべく早い段階で消費者教育、啓発を行うなど、大学等と連携した取組を実施します。



(2) 地域・家庭における消費者教育の推進

① 子ども、保護者

親子で参加できる学習会の開催や、保護者会、PTA活動など関係団体への出前講座の実施、子どもの消費者被害や事故防止に向けた各種情報の提供など、家庭での消費者教育を支援します。

② 若者

高校生期までに身に付けた基礎を踏まえつつ、成年年齢18歳への引下げ対応や社会人として求められる知識などについて、若者向けパンフレットやあらゆる媒体等を活用しながら、消費者教育の推進に取り組みます。

③ 成人一般

社会の担い手の中心的存在である成人一般向けには、ホームページ等を活用した情報発信、各種セミナー、講座の開催など消費者教育や啓発活動を積極的に行います。また、消費生活センターを消費者教育の拠点とし、その機能充実に取り組めます。

④ 高齢者等

地域の支え合いの仕組みの中で高齢者や障害者への消費者教育を進めていきます。出前講座など直接高齢者や障害者に対して実施するだけでなく、既存の地域の見守りネットワークも活用しつつ、関係者と連携を図りながら、見守り者の観点からも消費者教育の推進に取り組めます。

(3) 職域における消費者教育の推進

事業者が行う社員研修等への講師派遣や、出前講座の実施、教材の貸出し、消費者啓発資料の提供など、職域における消費者教育を支援します。

基本方針2

消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

(1) 学校教職員の指導力の向上

教職員向け研修等への講師派遣や教材提供を行っていきます。

大学等の教職員に対しても、最新情報等の提供や、講師派遣、出前講座の実施など、教職員向けの消費者教育の支援を図ります。

(2) 地域人材の育成・活用

消費者教育の担い手の一翼を担う存在として、消費生活相談員の育成・活用を図ります。また、消費者団体等の自主的な担い手の育成活動を支援するとともに、専門家（弁護士・司法書士等）を含めた多様な主体と相互に連携・協働を図りながら取組を進めていきます。

基本方針3

消費者教育の教材等の充実、効果的な情報収集・発信

(1) 消費者教育の教材等の作成・活用

消費者教育を充実させるため、年齢や様々な場の特性に応じた啓発パンフレットの作成やDVD等の教材の効果的な活用を図ります。

(2) 消費者教育の効果的な情報収集・発信

国、県、関係機関等との連携により幅広い情報収集を行うとともに、消費生活センターがより身近に相談できる窓口として認知されるよう「消費者ホットライン188」の周知、啓発に取り組みます。また、消費者教育を効果的に進めていくため、消費者の特性・ライフステージに応じ、情報紙の発行やホームページ・SNS等を活用し広く情報発信を行うとともに、各関係団体等が取り組んでいる消費者向け情報発信の促進に努めます。

基本方針4

「姫路モデル」の構築と展開

(1) 「姫路市学校園消費者教育指針」及び「姫路市学校園教育指針」の協働実践

「姫路市学校園消費者教育指針」の目標である「自立した消費者として、自ら学び、他者と協働し、こころ豊かな社会をつくる姫路っ子の育成」を目指し、教育指針の実践を学校園の現場で進め、幼児期・児童期・少年期といった各ライフステージに応じた体系的な消費者教育の充実に取り組みます。また、そのための多様な実習教育、行政機関や各種団体と連携した教育等を幼児期から少年期に至る各段階で展開し、継続的に取り組んでいきます。

(2) 情報の発信者と受け手のマッチング

消費者により必要な情報の内容・種類及び情報収集の手段にも差異が存在するため、情報発信の際には、これらの違いも念頭におき、適切な手法と内容で情報提供を行うように努めます。

また、消費者を取り巻く市場環境、契約形態、事業者の概念、決済手段は、多様化、複雑化が進み、トラブルの態様は日々変化し、より巧妙化しています。

これらに対応するため、情報の利便性だけではなく危険性やリスクも理解し、適切に収集し、判断、選択、行動できる消費者の育成を目指し、各ライフステージにおいて、ICT（情報通信技術）等も活用し、多様な受け手に沿った実効性のある教育・啓発活動に取り組みます。

(3) 姫路市における消費生活文化の確立と定着

消費者教育は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する重要な手段です。それは個人の消費行動にとどまらず、周囲の人々及び次世代、さらに海外を含む社会経済情勢、地球環境を考慮し、自律的かつ積極的に社会の改善に参画することを目指す必要があります。実践例として、グリーンコンシューマー（環境に配慮した消費者）としての行動、フェアトレード（弱者に配慮した公正な取引）の推進、食品ロスの削減、地産地消の推進が挙げられ、これらを実現するために事業者、消費者と連携・協働して取り組んでいきます。

本市は、誇りある文化と歴史、そして豊かな自然環境に恵まれた地域です。こうした地域特性を最大限に活かし、「消費者市民社会」の実現に向けた基盤づくりを推進します。その中核となる「姫路モデル」は、地域に根ざした消費生活文化の確立とその展開を目指し、次の3つの理念を柱としています。

1. 自らの「権利の自覚」とともに「責任の自覚」を持つ市民社会の形成
2. 「欲しいもの=wants」から「必要なもの=needs」を選別できる市民社会の構築
3. 「地域（リージョナル）」が情報発信と行動発信の主体となる市民社会の実現

これらの理念を土台として、地域とともに歩みながら、持続可能で健全な消費者市民社会の構築に取り組んでいきます。

消費者教育の推進について

一定期間ごとにアンケートを行うなど、消費者教育の状況把握に努めるとともに、毎年度、取組状況を姫路市消費生活審議会に報告し、検証と評価を行います。また、審議会等の意見を踏まえ、必要に応じて本指針や取組の見直しを行い、消費者教育の効果的な推進を図ります。



発行日 令和8年(2026年)3月
発行 姫路市 市民局 市民参画部 市民総合相談室
姫路市消費生活センター
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話：079-221-2519 FAX：079-221-2108
Eメール：syohiseikatu@city.himeji.lg.jp
